



発行 新潟県

第75号

令和2年10月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1075 特別保護地区の指定（環境企画課）
- 1076 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 1077 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1078 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1079 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1080 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1081 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1082 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第1075号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

令和2年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 白馬蓮華鳥獣保護区白馬蓮華特別保護地区

## (1) 区域

糸魚川市所在。国有林上越森林管理署管内100林班中イ小班、102林班中ニ2・ニ3・ニ4・ニ5・ニ6の各小班、103林班中ロ1・ロ2・ロ3の各小班、107林班中チ・ぬ・る1・イ3・イ6の各小班的区域。

## (2) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

## (3) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

## ア 指定区分

森林鳥獣生息地

## イ 指定目的

当該鳥獣保護区は、中部山岳国立公園の新潟県の区域で、本県最高峰の小蓮華山をはじめ、雪倉岳、朝日岳などの2,500m級の山々が連なる稜線から標高900m付近までの区域となっている。植生は稜線付近にはハイマツの群落が発達し、標高が下がるにしたがってダケカンバなどの落葉広葉樹からオオシラビソ、コマツガ等の針葉樹林帯を経てブナ高木林へと続いているなど、林相の変化に富む地域である。生息する鳥獣は、ハイマツ帯や岩礫地一帯にはライチョウ、カヤクグリ、イワヒバリなどが、中腹のダケカンバ林にはコマドリ、ルリビタキ、ホシガラスなどの多様な鳥獣が生息し、本県においては妙高山・火打山一帯と並ぶ鳥類の宝庫となっている。特に当該鳥獣保護区の中でも標高2,000m付近までの区域は、中部山岳国立公園特別保護区に指定されており、稜線付近一帯はハイマツの群落が発達している。また、夏季にはコマクサ、ハクサンイチゲ、チングルマ等の高山植物が群生し、白馬連山高山植物帯として天然記念物に指定されているほか、ライチョウの生息地を保護するための特定動物生息地保護林にも指定されており、希少鳥獣をはじめ、多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。このため、当該区域は白馬蓮華鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要性の高い区域であると認められることから、鳥獣の保護及

び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、ハイマツや高山植物等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

◎新潟県告示第1076号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和2年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
小千谷市大字西吉谷字道見丙1764番	田	803
小千谷市大字西吉谷字道見丙1767番	田	1,289

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和2年12月	5年	86,525円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池 田 紀 夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第66号（令和2年9月1日発行）で告示したが、令和2年9月15日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局長岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1077号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県小千谷市大字小栗山字三五320の3（次の図に示す部分に限る。）、320の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び小千谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1078号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県小千谷市大字小栗山字三五315の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**◎新潟県告示第1079号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を令和2年9月16日認可した。

令和2年10月2日

新潟県佐渡地域振興局長

---

**◎新潟県告示第1080号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営福島潟地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年10月5日から令和2年10月30日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟市北区役所
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
    - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
    - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
    - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

**◎新潟県告示第1081号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営前島宮島地区区画整理(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
  - 2 縦覧に供する期間  
令和2年10月5日から令和2年10月30日まで
-

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1082号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり廃止した。

令和2年10月2日

新潟県三条地域振興局長

1 廃止した指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 廃止の年月日

令和2年9月14日

3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分(昭和44年8月27日指定の全部) 加茂市寿町1690番5、1693番の内	4.00	53.80